告 示

埼玉県選管告示第三十二号

行うべき事由 和二十五年法律第百号)第百十三条第一 埼玉県議会議員の選挙区のうち、 が生じた。 西第六区 項 の 規定による 富士見市にお 埼 玉県議会議員 V て、 公職選挙法 補 欠選挙を (昭

二号) 請 九号)及び地方教育行政 二年法律第六十七号)、 日 なお、 求 のいずれか遅い \mathcal{O} ため 並びにこれらの 平成二十八年五 の署名を求 日までの間、 8 法 全に基づ の組織及 市町村 月二十六 ることが 富士見市 の合併 び 日 できない。 く政令の規定によるす 運営に関 カュ \mathcal{O} 5 特例 \mathcal{O} 同 区 選 する 一域に に関 挙 \mathcal{O} 法律 する法 お 期 V 日 ては、 又 (昭和三十 律 は べての直接請求又は解職 参 (平成十六年法律第五十 議院 地方自治法 議員通 一年法律第百六十 常選 (昭和二十 挙 \mathcal{O} \mathcal{O} 期

平成二十八年六月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治